議案第52号

世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例上記の議案を提出する。

令和3年6月14日 提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 世田谷区立花見堂地区会館を設置するとともに、世田谷区立代田南地区会館を廃止する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例

世田谷区立地区会館条例(昭和54年9月世田谷区条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部中世田谷区立代田南地区会館の項を削り、世田谷区立代田地区会館の項の前に次のように加える。

世田谷区立花見堂地	東京都世田谷区代田一丁	会議室	音楽室	
区会館	目13番14号			

別表第3の2の部夜間の欄中「午後10時まで(」の次に「世田谷区立花見堂地区会館の施設及び」を加え、同部中世田谷区立代田南地区会館の項を削り、世田谷区立代田地区会館の項の前に次のように加える。

世田谷区立花見	第1会議室	300円	200円	200円	200円	150円
堂地区会館	第2会議室	300円	200円	200円	200円	150円
	第3会議室	300円	200円	200円	200円	150円
	第4会議室	300円	200円	200円	200円	150円
	第5会議室	300円	200円	200円	200円	150円
	音楽室	300円	200円	200円	200円	150円

附則

- 1 この条例は、規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 世田谷区立花見堂地区会館の施設の使用の承認を受けようとする者は、施行日前においても、この条例による改正後の世田谷区立地区会館条例(以下「改正後の条例」という。)の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。
- 3 区長は、前項の申請があった場合には、施行日前においても、改正後の条例の規 定の例により、その承認をすることができる。